

2 訪問入浴介護費

基本部分	注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所が同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1,260単位)	× 95 / 100	× 90 / 100	事業所が同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 92 / 100	+15 / 100	+10 / 100	+5 / 100

ロ 初回加算 (1月につき +200単位)

ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算 () (1日につき +3単位) (2) 認知症専門ケア加算 () (1日につき +4単位)
-------------	--

ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 () (1回につき +44単位) (2) サービス提供体制強化加算 () (1回につき +36単位) (3) サービス提供体制強化加算 () (1回につき +12単位)
----------------	--

ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×58 / 1000) (2) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×42 / 1000) (3) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×23 / 1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
--------------	--	--------------------------------

ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×21 / 1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×15 / 1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
-----------------	--	--------------------------------

介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×11 / 1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
------------------	-------------------------	--------------------------------

：「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明
- | | | | | | |
|---|-------|---|-------|---|---------------|
| + | 単位 | + | 所定単位数 | + | 単位 |
| - | 単位 | - | 所定単位数 | - | 単位 |
| × | / 100 | × | 所定単位数 | × | / 100 |
| + | / 100 | + | 所定単位数 | + | 所定単位数 × / 100 |